

# 決算審査特別委員会における分科会審査報告

10月12日の決算審査特別委員会において、各分科会から審査内容の報告がありました。

## 総務分科会

- 災害対策一般事務事業  
災害用備蓄食糧の期限切れによる廃棄をなくし、適切な管理および有効活用に一層取り組まれない。
- 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金の運用  
条例どおりに積み立てが行われず支出され、寄付者や議会に十分な説明もなく、不適切な事務処理と言わざるを得ない。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途  
国への同交付金の申請では、新型コロナウイルス対応として昨年度実施した水道基本料金免除に対する財政支援を計画に

明記していたが、水道事業会計の赤字決算などの理由で、実際には同会計に繰り出していないことは、同事業の持続的な経営に多大な影響を与えることが予想され、適切な処理ではないと考える。

●ふるさと納税寄付金  
本市のふるさと納税は、寄付者が使い道を複数の応援プランから選べるようになってきている。プランによっては、事業内容が容易に想像できるにも関わらず、寄付者の意向に沿った事業に充当されているのか疑念がある。寄付者や市民に対して寄付による事業の効果や丁寧な伝え、本市を継続して応援してもらえようという取り組みを進められたい。

## 生活文化分科会

- 生涯学習センター運営事業  
閉館した旧市立図書館について、土地を所有する県との図書館利用のための都市公園占有許可期限を令和5年3月末日に迎えるため、早期に県との協議を進め、解体費用の予算化などの処分に向けた具体的な方針を決定されたい。
- コミュニティ活動推進事業  
ライフスタイルの変化やコロナ禍等の影響により、自治会加入率が低下している。コロナ収束後は自治会活動の価値を知ってもらおうチャンスである。改めて、自治会活動

の意義を伝え、まちづくり校区組織の活性化も含め、地域の共助機能の維持に取り組まれたい。

## 建設企業分科会

- コミュニティバスの運行  
コロナ禍による利用者の減少に伴い、運行収入は減少している。たこバス路線を維持できるような市民ニーズを的確に把握し利用者増に努め、一定の収入を確保し、持続可能な経営に努められたい。
- 海岸海域の利用  
令和2年度は、海水浴場を閉鎖していたが、多くの利用者にぎわい、花火等の禁止行為や水上バイクの危険運転など、多くのマナー違反・危険行為が発生した。海のまち明石として、市民が安全・安心に海岸を利用できるように、マナーアップの啓発や砂浜の保全に取

り組まれたい。

## 文教厚生分科会

- サポーター利用券発行事業(令和2年度実施分)  
利用券に同封していた困りごとアンケートの内容について分析を続け、今後新たな施策を実施する際には、分析結果を踏まえた事業の実施に努められたい。
- おむつ定期便事業  
見守り活動を継続するとともに、見守り支援員には定期的に全体での研修を行い、相談内容の共有化を図るなど工夫して取り組まれたい。
- 小・中学校の学校施設整備事業  
今後の課題として、校舎の外壁改修やトイレの洋式化などが挙げられる。計画的な改修を進め、子どもの教育環境の整備に努められたい。
- 認知症早期支援事業  
コロナ禍で他人との交流が減ったことにより、認知症の症状が進行することも考えられる。本市の取り組みを広く周知することや早期発見と適切な支援に努められたい。

また、事業者選定などの契約に係る入札手続きについて、コロナ対策であるから、全て緊急という理由で随意契約を繰り返すことは認められるものではない。このことは、本事業以外のワフチン接種事業なども同様であり、今後は法律や条例に基づいた適正な事務の執行に努められたい。

## 水道事業会計

- 新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度に実施した水道基本料金の免除により料金収入が大幅に減少し、17年ぶりに営業損失が発生したと考える。今後、人口減少や大口使用者の使用水量の減少による収入減に加え、安定した水源の確保、老朽化した水道管の更新等も必要であり、厳しい経営状況が続くと見込まれる。

国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するなど、一般会計から減収分を補てんし、財政状況の悪化を防ぐ方針はなかったのか。

## 反対討論

問題点が3つあるため、一般会計決算議案の認定に反対する。まず、コロナ禍による経済的支援策の一環として、水道基本料金を6カ月間免除したが、その減収分を補助すると国へ申請した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を水道事業に充当せず、3億7600万円の営業損失を招いた。将来的に水道料金の値上げとなり、市民生活の圧迫につながる可能性がある。

次に、新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金について、条例では寄付金を基金に積み立ててから支出すると規定しているにもかかわらず、基金に積み立てることなく、予算計上もせず支出し、残金を積み立てていた。本来であれば、積み立てた基金を取り崩すためには、補正予算を編成して議会の審議を経る必要がある。最後に、ふるさと納税寄付金について、歳入では使途が定められた特定財源として処理しながら、歳出では一般財源として目的外の支出を行っており、特定の事業に役立ててほしいという寄付者の意向に反している。

## 賛成討論

おおむね適正に執行されたと判断し、一般会計決算議案の認定に賛成する。

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金については、基金は財政運営上、当該年度に受けた寄付収入を当該年度の事業に充てる場合、積み立てずそのまま充当するのが通例である。また、条例どおりの手続きを行う場合は、補正予算の議決が必要となり、迅速な予算執行ができず、寄付者の思いや意思に伝えられない恐れがあった。

## 本会議における一般会計決算に対する討論

### 〈参考〉

- ◆新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金条例(抜粋)
  - 第2条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額とする。
    - 市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額、使途を限定しない新型コロナウイルス感染症の感染対策に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額
    - 一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める積立額
  - 基金は、その設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、予算に計上して、処分することができる。

## 閉会後の市長コメント

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金条例には、基金を積み立てなければならぬと明記していないため、条例違反ではないと考える。スピード感を持ち、医療機関などで使ってもらうことが寄付者の趣旨だと認識している。